

# 水産流通適正化制度の事業者の届出 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

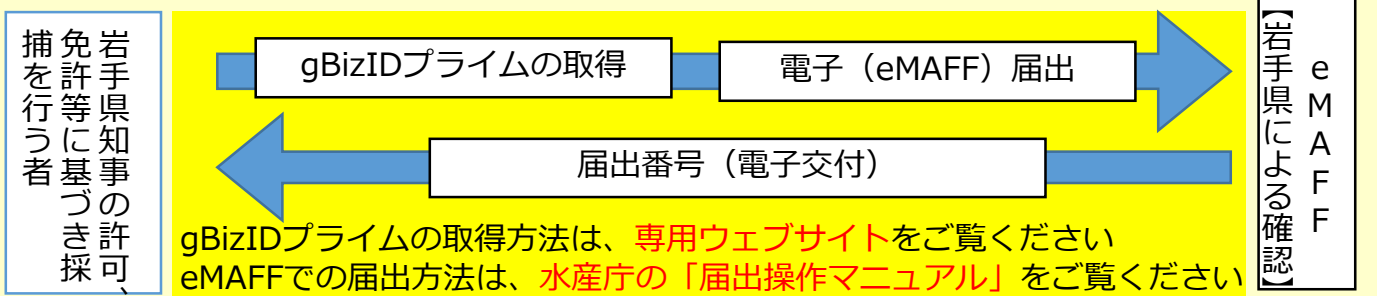
アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は **eMAFFシステム**を使用して岩手県への届出が必要

です。届出を行う際には、届出事項の他、省令で定められた書類の提出が必要ですが、一部の書類は省略が可能です。

## 1 届出方法

**原則、電子申請 (eMAFF) で届出** \*を行って下さい。岩手県による確認・受理の後、**届出者へ届出番号が通知**されます。


\* eMAFFでの届出が困難である場合に限り、岩手県に対し、書面での届出も可能です。




## 2 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類 (アワビ、ナマコ)
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類 (アワビ、ナマコ)
- (6) 譲渡しを開始しようとする日\*

\* 事業の開始が法施行日 (R4.12.1) 以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

gBizIDの  
専用ウェブサイト → 

eMAFFの  
届出操作マニュアル → 

## 3 添付書類

eMAFFまたは書面による届出のいずれも、必要となる添付書類は同じです。

	漁業者 (個人又は法人) が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合	漁協が届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合 ※ 1
採捕する権限を証する書類 【漁業許可証等の写し等 ※ 2】	省略可能	省略可能
漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類 【業務報告書 ※ 3】	必要	必要
(代理人が届出する場合)委任状 ※ 漁業者の代理人：漁協等 漁協の代理人：行政書士等		必要

※ 1 販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。

※ 2 漁業許可証、漁業権免許証、組合員行使権を有することを証する書類、その他法令の規定による採捕権限を有することを証する書類を添付してください。

※ 3 業務報告書の「表紙」「事業概況書のうち一般的概況」「付属明細書のうち販売事業」の写しを添付してください。

# 採捕者(漁協・漁業者)の届出

## 漁協・漁業者自身が届出を行う場合

※eMAFFサービスを用いた届出が困難な漁業者は、漁協に届出を委任してください

### 【漁協(漁業者)→GビズID運用センター】

手続 : gBizIDプライムの取得  
届出方法 : 書類の郵送  
提出書類 : 申請書  
原本が必要 { 印鑑証明書(漁協)  
                  { 印鑑登録証明書(漁業者)  
その他 : スマートフォンor携帯電話が必要

- ①専用サイトで申請書を作成  
※ショートメール用に電話番号の登録が必要
- ②申請書と印鑑(登録)証明書を、運用センターに郵送  
【宛先】〒530-8532 GビズID運用センター
- ③登録完了(メールで通知)



手続の詳細は、専用ウェブサイト掲載のマニュアルを御覧ください

### 【漁協(漁業者)→県】

手続 : eMAFFサービスでの届出  
届出方法 : WEBサイトで必要事項を登録  
提出書類 : 業務報告書(漁協のみ)

- ①gBizIDプライムを使用してeMAFFサービスにログインする
- ②「手続を探す」から水産流通適正化法を検索  
→入力開始
- ③必要事項を入力のもの、岩手県に提出(入力事項の一つに届出先が含まれます)
- ④漁協は、業務報告書の「表紙」「事業概況書のうち一般的概況」「付属明細書のうち販売事業」の写しを添付してください



詳細な手続方法は、水産庁ウェブサイト掲載のマニュアルをご覧ください

### 【県→漁協(漁業者)】

県で審査のうえ、eMAFFサービスにより届出番号を通知します

## 漁業者が漁協に届出を委任する場合

漁協に届出を委任する場合は、漁業者がgBizIDを取得する必要はありません

### 【漁業者→漁協】

手続 : 委任状の提出

漁協に対し、委任状を提出してください

※委任状は名簿形式とすることが可能です

「名簿形式の委任状」「一括登録用ファイル」については、県ウェブサイトにて、参考様式を掲載していますので、御利用ください



### 【漁協→県】

手続 : 一括登録用ファイル及び委任状の提出  
届出方法 : メール

漁協は、漁業者の情報を一括登録用ファイル(エクセルシート)に記入のうえ、委任状と合わせて県にメールで提出してください

【宛先】AF0013@pref.iwate.jp

### 【県→漁協】

県で審査のうえ、メールで各漁業者の届出番号を漁協に通知します

### 【漁協→漁業者】

漁業者に対し、届出番号を連絡してください